

## 「経営者保証に関するガイドライン」にかかのご説明

### 「経営者保証に関するガイドライン」とは・・・

中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業」といいます。）の経営者による個人保証（以下「経営者保証」といいます。）には、経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方で、経営者による思い切った事業展開や、保証後において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、中小企業の活力を阻害する面もあり、経営者保証の契約時及び履行時等において様々な課題が存在します。これらの課題にかかると方向性を具体化することを目的として、日本商工会議所と全国銀行協会が共同で設置した「経営者保証に関するガイドライン研究会」において策定され、平成25年12月5日付で公表されたものです。

同ガイドラインは、中小企業の経営者保証に関する契約時及び履行時等における中小企業、経営者及び金融機関による対応についての、中小企業団体及び金融機関団体共通の自主的かつ自律的な準則です。

同ガイドラインの詳細につきましては、日本商工会議所（<http://www.jcci.or.jp/>）または全国銀行協会（<http://www.zenginkyo.or.jp/>）の各ホームページをご参照ください。

### 「経営者保証に関するガイドライン」に基づく当金庫の取組方針

1. 経営者保証に依存しない融資のより一層の推進に努めます。
2. 経営者保証を頂く場合には、保証契約の必要性等を丁寧かつ具体的にご説明致します。
3. 既存の保証契約の解除や見直し等、お客様からのご相談について真摯かつ柔軟に検討致します。
4. 保証債務整理を行うにあたっては、保証人の方の資産・収入の状況、主債務にかかる物的担保等の設定状況等を踏まえて総合的に勘案し、保証債務履行請求の範囲の判断等について適切な対応を誠実に実施致します。

なお、ガイドラインに則ったお申し出には、「法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている」ことが前提であり、次の一定要件がございます。

法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。

法人と経営者の間の資金のやり取りが、社会通念上適切な範囲を超えない。

法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。

法人から適時適切に財務情報等が提供されている。

経営者等から十分な物的担保の提供がある。

（注）必ずしも全ての要件の充足が求められるものではなく、個別の案件ごとに判断致します。

また、 の要件は の要件を補完するものであり、必須要件ではありません。

また、経営者保証の見直しや解除等の検討にあたり、どのような経営改善が必要となるか、お客様の課題に対し適切に対応致します。

経営者保証に関するご相談は、最寄りの営業店までお気軽にお問い合わせください。